

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社マリオン			コード	3494
提出日	2025/11/21	異動（予定）日	2025/12/19		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	山田源	社外取締役	○													○		有
2	増岡健司	社外取締役											△					
3	鎌田昭良	社外取締役	○													○		有
4	和田佳久	社外取締役	○													○	指定	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		山田源氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性の基準を充足しており、また、当社と同氏又は同氏の兼職先の間においては一切の取引はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
2	増岡健司氏が以前代表取締役を務めるユーサムトラスト株式会社と当社との間には、不動産特定共同事業契約（匿名組合理型）の締結及び匿名組合預り金分の分配金支払いがありました。2019年10月20日付で取引の解消をいたしましたので、過去に該当しましたが、現在は該当がございません。	
3		鎌田昭良氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性の基準を充足しており、また、当社と同氏又は同氏の兼職先の間においては一切の取引はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
4		和田佳久氏が代表を務める東京FAIRWAY法律事務所とは従前顧問契約を締結しておりますが、和田氏の取締役就任とともに顧問契約は解消済みです。併せて、過去5年における単年事業年度のいずれにおいても当社と同法律事務所との間の取引額は、当社の売上高、同法律事務所の総収入の1%未満と僅少で、その他の株式会社東京証券取引所が定める独立性の基準を充足しておりますことから、新たに独立役員となる予定であります。

4. 補足説明

山田源氏の任期は2025年12月19日から2026年12月までの1年間（2026年12月の定時株主総会まで）となっております。
鎌田昭良氏の任期は2024年12月20日から2年間（2026年12月の定時株主総会まで）となっております。
和田佳久氏の任期は2024年12月20日から2年間（2026年12月の定時株主総会まで）となっております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。